

広島県告示第三百二十六号

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）第五条の三の規定によつて、広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第四条第一号に規定する事業税であつて個人の行う事業に対するもの並びに同号に規定する不動産取得税及び自動車税に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を委託するコンビニエンスストアを経営する企業を次のとおり定めた。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	委 託 内 容	委 託 期 間
国分グローサーズチ エーン株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目一番一号	直営店舗及び加盟店 舗における徴収金の 収納	平成二十四年四月一日 から平成二十五年三月 三十一日まで
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区 栄一丁目七番二四号	同 右	同 右
株式会社ココストア イースト	茨城県土浦市小松二 丁目一三番一号	同 右	同 右
株式会社サークルK サンクス	愛知県稲沢市天池五 反田町一番地	同 右	同 右
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区 日本大通一七番地	同 右	同 右
株式会社セイコーマ ート	北海道札幌市中央区 南九条西五丁目四二 一番地	同 右	同 右
株式会社セブンーイ レブン・ジャパン	東京都千代田区二番 町八番地八	同 右	同 右
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町 九〇〇番地	同 右	同 右
株式会社デイリーヤ マザキ	東京都千代田区岩本 町三丁目一〇番一号	同 右	同 右
株式会社ファミリー マート	東京都豊島区東池袋 三丁目一番一号	同 右	同 右
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北 区安佐町大字久地六 六五番地の一	同 右	同 右
ミニストップ株式会 社	東京都千代田区神田 錦町一丁目一番地	同 右	同 右

株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目二番二号

同

右

同

右